

やまばと児童クラブ整備事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

篠栗町立篠栗小学校の児童が通所するやまばと児童クラブの入所児童数の増加に対応するため、新たな学童保育施設を整備するものである。

本要領は、やまばと児童クラブ整備事業に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 やまばと児童クラブ整備事業
- (2) 業務内容 ①地質調査、基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
②施工業務及びその関連業務
③工事監理業務
④各種許認可申請及び取得業務
⑤事業後の協力
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

3. 提案上限額

60,869,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

・提案上限額は、本事業に係る地質調査費、設計費、工事費、工事監理費等の合計額をいう。

4. 実施形式 公募型プロポーザル方式

本事業で整備する新たな施設については、令和7年4月に供用開始する必要があるため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、早期竣工とコスト縮減の可能性を見込むことができる設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、随意契約をするものである。

事業実施に係る仮契約を締結し、直近の篠栗町議会にて承認を得られた場合に本契約として効力を生じる。

5. スケジュール（予定）

- ・ 9月18日（水） 公告、ホームページへの掲載、公募開始、質疑受付開始
- ・ 9月27日（金） 質疑受付締め切り
- ・ 10月 7日（月） 質疑に対する回答（予定） ※ホームページに掲載
- ・ 10月16日（水） 企画提案書等の提出締め切り
- ・ 10月21日（月） プレゼンテーション審査
- ・ 10月下旬 審査結果通知、ホームページに結果公開
- ・ 10月下旬 仮契約の締結
- ・ 11月上旬 篠栗町議会にて承認後本契約の締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務の募集年度において、本町の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、認定を受けていない者は、実施要領「8. 参加申込の手続き(1)③の参加認定追加書類」を提出することにより同等の参加資格を得ることとする。
- (2) 本町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (8) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 質疑書により電子メールで行うこと。
※電話等でメールを送信した旨を担当課に伝えること。
- (2) 期 限 令和6年9月27日（金） 午後5時まで（必着）

- (3) 提出先 篠栗町役場こども育成課 E-mail : k-jidou@town.sasaguri.lg.jp
- (4) 回答方法 電子メールで回答し、後日町公式ホームページに掲載する。
- (5) 回答日 令和6年10月7日(月) 予定

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、要求水準書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込兼誓約書 1部
 - ② 建築事務所登録証明書の写し 1部
 - ③ 建設業の許可証明書の写し 1部
 - ④ 企画提案書 8部
 - ⑤ 参加認定追加書類（令和6・7・8年度競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ） 各1部
 - 1. 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - 2. 個人にあつては、身分証明書
 - 3. 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）
 - 4. 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）
- ※ いずれも3ヶ月以内に発行したもの

(2) 提出方法及び期限

- ① 持参による提出 令和6年10月16日(水) 午後5時まで(必着)
 - ② 郵送による提出 簡易書留郵便とし、期限は上記①と同じ
- (3) 提出先 〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
篠栗町役場こども育成課 児童係
Tel092-947-1373

9. 企画提案書作成要領

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書を作成すること。なお、1応募者につき1つの提案とする。

(1) 業務計画

業務計画は、次のような構成とする。また、各種法令等を遵守し作成するものとする。

- ① 本業務の実施方針
- ② 設計から施工までを含めた業務の実施体制及び配置人員
(配置予定者の資格等が確認できる証明書類の写しを添付すること)

- ③図面（配置図、平面図、断面図、立面図）
 - ④要求水準を確保するための取り組み
 - ⑤子どもが安心して過ごせる、居心地の良さを感じられるための工夫
 - ⑥その他自由提案
- (2) 会社概要
- (3) 実績一覧
学童保育室などの児童厚生施設及び設計・施工一括発注方式を採用した工事実績について記載すること。
- (4) 価格提案書
本事業について、地質調査、設計、工事、工事監理を含んだ事業の総額とする。
また、その積算の内訳について、地質調査、設計、工事、工事監理ごとに記載する。
- (5) 事業工程表
各種申請、検査、工事着手、完了時期等の全体スケジュールについて記載すること。

10. 審査方法

(1) 審査の方法及び基準

提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査項目及び評価内容に基づき、プロポーザル審査委員会が審査し、合計点の高い順に順位を付け、1者を選定する。審査の基準については、別添「審査項目」を参照のこと。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション参加業者は4者までとする。（公募に応じた業者が5者を超えた場合は、企画提案書等で事前審査を行い、選定する。結果は公募期間の後通知する。）

① 日時及び会場

令和6年10月21日（月）（予定） 篠栗町役場内

※応募者数に応じて日程を調整するため、開始時間及び会場等の詳細については、別途通知する。

② 内容

提案者1者につき、プレゼンテーションに要する時間は30分、質疑応答に要する時間は10分を目安とする。

③ 参加人数 3人以内

④ 準備物など

電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本町が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

11. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けたすべての参加事業者にも文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和6年10月下旬

1.2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3. 情報公開及び提供

本町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込兼誓約書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。（様式は任意）

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参加見積書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要

と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（6）提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場こども育成課 児童係

TEL092-947-1373

E-mail : k-jidou@town.sasaguri.lg.jp